

議案第72号

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年8月28日提出

入間市長 杉島理一郎

提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第2号」を「の同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条中「及び保育必要量」を「、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第2項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「)」と、「法第19条第1号」を「)」と、「同号」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を削る。

第38条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第

19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」に改める。

第39条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第41条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第46条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第53条第2項中「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、教育・保育給付認定」に改める。

第54条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に改め、「）」と、」の次に「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。